

左右の大將當官おはしますに、代と云事當日一日は故ありて代を用ひらる、大將に限らず、中少將代共に當官數多有中を用られず、或は擬侍從とて、其日一日擬へ用らる、是は流例になれり、華樓の陣とは近衛の陣を云、

近衛次將以下著掛甲帶弓箭陣南階東西著胡床、

南階の東はさくらの樹、西は橘のもと、

内藏大舍人大藏掃部主殿等官人、取威儀物列立左右華樓陣北、

右五寮の掌所の具を威儀の物と云、或壘筵道の類、

主殿圖書兩寮各服禮服列爐東西、

主殿圖書の官人一人づゝ、火爐の納桶の南の方左右の床子に著く、東西ともに生火の官人北に立、圖書の官人南に立なり、生火をうかひ、圖書は香を炷なり、

諸儀辨備畢、内辨於休幕著禮服、此間外辨卿相已下著幄、次典儀著禮服率贊者二人各就版位、

版とは其著く所をさるす也、中務省の少丞兼て點見まうけおく、

六位外記申諸儀辨備畢之由、於内辨、次内辨著幄兀子、外記史著内辨幄後床子、次兵庫頭著内辨幄南床子、次内辨仰可擊裝畢鼓之由、以外記仰近衛官人出閣外告之、

閣外とは外辨をさす、日華門の前の事也、

次外辨上首召使二音召使稱唯立幄前、上卿宣、兵省召、召使退召之、兵部丞進立幄下、上宣、裝畢鼓令擊、丞稱唯退召、兵庫鼓師仰之、次擊外辨鼓、諸門應之、殿下鼓不應、

諸門とは承明門以下也、殿下は近衛、このつゝみをうたすと云事也、

次開東西腋門、次伴佐伯居承明門左右胡床、此間天皇著御禮服、可然公卿奉仕之次有御手水事、次被仰堂上行事辨二人、此間執柄立高御座壇上、催行辨、次執翳女孺東西相分著床子、